

# 被災者のしおり

## ご不在の方へ

本日、被災状況確認のためお伺いしました。  
しおりに関することや、緊急対応の必要がありましたら  
下記連絡先にご連絡ください。

【連絡先】

練馬区危機管理室防災推進課

電話 03-5984-1686 (平日 8:30~17:15)

03-3993-1101 (休日 9:00~17:00)

03-3993-1157 (夜間・緊急)



練馬区

このたびの災害により被災された方に、心よりお見舞い申し上げます。

本しおりは、被災された方のための各種手当・支援および税金・保険料等の減免制度などについて、ご案内を掲載しております。ご活用ください。

練馬区危機管理室

# 被災者のしおり 目次

## 【注意事項】

このしおりに記載してある支援等を受ける場合は、必ず各項目の上部に記載してある「問い合わせ先」に支援等が受けられるかどうか電話等でご確認のうえ、お手続きください。

焼損程度などにより、支援等の対象外となる場合がありますので、事前確認は必須となります。

【各種手当・支援等】	ページ
1 り災証明書等の発行	2～3
2 災害見舞金の支給	4～5
3 一時宿泊の助成	6
4 宿泊施設について	7
5 浸水家屋の消毒	8
6 応急小口資金の貸付け	9
7 緊急小口資金の貸付け	10～11
8 生活福祉資金の貸付け	12～13
9 産業融資あっせん・災害貸付	14～15
10 災害時に発生した廃棄物の処理	16
11 都営住宅へのり災者の受け入れ	17
【税金・保険料等の減免、猶予】	
区役所での手続き	
12 特別区民税・都民税の減免	18
13 国民健康保険料の減免	19
14 特別区民税・都民税等、国民健康保険料の徴収猶予	20
15 国民年金保険料の免除・納付猶予	21
16 後期高齢者医療保険料の減免	22
17 一部負担金(医療機関での窓口支払い)の徴収猶予および減免	23～24
18 介護保険料・利用料の減免	23～24
19 認可保育園保育料の減額	25
国・都の機関での手続き	
20 被災者に対する国税・都税の軽減・猶予等	26
【その他】	
21 指定葬儀場使用料助成金制度	27
22 区民葬儀制度	28
23 葬祭費の支給(国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者)	29
24 区民相談(法律相談)	31
25 電気・ガス・水道	32



# 1 り災証明書等の発行

お問い合わせ 火 災：地域を管轄(34ページ参照)する消防署の予防課

練馬消防署：〒176 - 0012 練馬区豊玉北5 - 1 - 8 03-3994 - 0119

光が丘消防署：〒179 - 0072 練馬区光が丘2 - 9 - 1 03-5997 - 0119

石神井消防署：〒177 - 0042 練馬区下石神井5 - 16 - 8 03-3995 - 0119

風水害等：練馬区危機管理室 防災推進課 防災事業推進係

〒176 - 8501 練馬区豊玉北6 - 12 - 1 03-5984 - 1686

## 1 り災証明書等

り災証明書等は、火災や風水害等の被害を受けた場合、被災事実を証明するために被災者からの申請に基づき発行されるもので、各種届出および支援等を受ける際の証明書となります。

## 2 り災証明書等の発行場所

火 災：管轄する消防署の予防課

(消防署の出張所に対応できる場合がありますので管轄消防署(P34参照)にご相談ください。)

風水害等：練馬区危機管理室防災推進課防災調整係

## 3 り災証明書等の種類

火 災

り災証明書

風水害等

り災証明書

災害により被害を受けた住家について、被害の程度(全壊・半壊等)を証明するものです。

被災証明書

災害により被害を受けた住家以外(カーポート、塀、事業所等)について、被害の証明をするものです。

被災届出証明書

住家または住家以外について、災害によって被害を受けたことを届け出た事実を証明するものです。

## 4 り災証明書等を発行するための要件

火 災

消防署が覚知した火災で、火災調査等により被害の程度が確認されているもの。

使用目的または提出先が明確であること。

風水害等

区が覚知している風水害等による被害で、実地調査等によりその事実を区が確認すること

ができ、その内容から、り災証明書または被災証明書を発行することが適当であると認められる場合

り災証明書および被災証明書は、災害が発生した日の翌日から起算して1年以内に申請が必要です。

被災届出証明書は申請に基づき、届け出た事実を証明する書類ですので、実地調査は行いません。

## 5 り災証明書等を発行するための手続き

### 火 災

「り災証明申請書」に必要事項を記載し、管轄消防署へご提出ください。

代理人が「り災証明書」の発行を受けようとするときは、代理人の身分証明書および委任状（任意の様式）が必要な場合もありますので事前に管轄消防署にご相談ください。

消防署が発行するり災証明書等について不明な点は、管轄消防署にお問い合わせください。

### 風水害等

り災証明書および被災証明書は原則、被災状況を調査したうえで発行します。交付申請書に必要事項を記入し、災害が発生した日の翌日から起算して1年以内に区職員へご提出ください。

被災届出証明書は交付申請書に被害状況が分かる写真を添付し、区職員へご提出ください。

## 6 その他

消防署が発行する「り災証明書」について、区役所・税務署・都税事務所など複数の場所に提出または提示する場合には、提出先（提示先）ごとくり災証明書が必要となります。

なお、区役所の中で、複数の課に提出する場合、それぞれの課に原本を提示したうえで、写しを提出すればよい場合があります。

ただし、清掃事務所(16 ページ参照)、東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター(17 ページ参照)へは原本の提出が必要となりますので、別途ご用意ください。

## 2 災害見舞金の支給

お問い合わせ 練馬区危機管理室 防災推進課 防災事業推進係（水害）・防災訓練支援係（火災）  
所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
電話：03-5984-1686

### 1 制度のあらまし

練馬区内で災害救助法の適用にならない災害が発生した場合、被災者またはその遺族に対して、被害の程度等に応じ見舞金や弔慰金を支給する制度です。

通例、現場に出向した区職員が被害程度等を確認し、その場で支給していますが、現場の状況によっては日を改めて支給することがありますので、本項にて要件等をご確認ください。

### 2 制度を受けるにあたっての要件等

#### 見舞金

練馬区内において、現に居住している方の住宅または区内で営まれる事業所が災害により被害を受け、次の ・ の要件を満たし、 ~ のいずれかに該当する場合に、世帯主または事業主等に対し見舞金が支給されます。（賃貸アパートやマンションの居住者は見舞金の支給対象となりますが、オーナーは支給対象外となります。）

区または消防署が覚知している災害による被害であること。

災害の原因が、支給を受けようとする被災者の故意によるものではないこと。

建物の被害が、全焼・半焼・全壊・半壊の場合

火元火災の類焼により火元以外の建物が、部分焼・水損等により著しい損害を受けた場合  
建物が床上浸水の被害を受けた場合

#### 弔慰金

練馬区内の居住者が区内で発生した災害により死亡した場合で、次の ・ の要件を満たすときは、その遺族に対し弔慰金が支給されます。

区または消防署が覚知している災害による被害であること。

災害の原因が、死亡者および遺族の故意によるものではないこと。

### 3 見舞金・弔慰金の金額

#### 見舞金

被害を受けた建物の種別、被害の程度、世帯の構成人数等により 8,000 円から 40,000 円の見舞金を支給します。

#### 弔慰金

死亡者 1 人につき 60,000 円を支給します。

#### 4 制度を受けるにあたって必要となる書類等

見舞金・弔慰金の支給に際しては、区が発行する「被災状況届」の所定欄に必要事項を記入の上、ご提出ください。

通常「被災状況届」は、現場に出向した区職員から被災者に直接手渡し、その場で必要事項をご記入いただいた上で見舞金または弔慰金を支給しています。

火災現場で区職員と接触できなかった場合はご連絡ください。

#### 5 その他

1件の災害において、建物が焼損かつ水損したというように、支給要因が重複した場合であっても、見舞金の併給は行いません。

1件の災害における見舞金の支給は1度に限りません。

# 3 一時宿泊の助成

お問い合わせ 練馬区危機管理室 防災推進課 防災訓練支援係

所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1

電話：03-5984-1686 (夜間：03-3993-1157・休日：03-3993-1101)

## 1 制度のあらまし

練馬区内で発生した小災害により、自宅等で生活できなくなった被災者の方に対し、区と契約を結んでいる宿泊施設（以下、「ホテル」と言う。）を応急的に提供します。（室料は区が負担しますが、食事その他のサービスを利用した場合の費用については自己負担となります。）

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

練馬区内において、現に居住している方の住宅等が、区または消防署が覚知している災害により被災し、他に宿泊する場所の確保が困難である場合が対象です。

ホテルに空室がある場合に限られます。

発災後に区の危機管理室を通してホテルに申し込む必要があります。希望者は、火災現場の区職員にお申し出いただくか、区の危機管理室にご連絡ください。

危機管理室を通さずに、ご自身でホテルに申込みを行なった場合は助成対象になりません。

助成を受けられるのは、発災当時（発災の日から原則として2日以内）に限られます。

助成期間は、原則として2泊以内ですが、2泊明けの日が区役所の閉庁日である場合は、休日明けまで日数を延長できます。

助成期間の終了後も延泊をご希望の場合、ホテルに空室があれば延泊可能ですが、その費用は自己負担となります。

一部のホテルについては、助成期間の宿泊分と合わせて7泊までは一般料金より低額になるよう、契約を結んでいます。

ペット等はご一緒にお泊りになれません。ご自身で預け先の手配をお願いいたします。

# 4 宿泊施設について

お問い合わせ 練馬区危機管理室 防災推進課 防災訓練支援係  
所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
電 話：03-5984-1686

## 1 ホテル・旅館について

練馬区内および周辺で、区と契約しているホテル・旅館は下表のとおりです。区が行う一時宿泊助成については、6ページ「3 一時宿泊の助成」をご覧ください。区の助成を受けない場合、ホテル・旅館へはご自身でご予約ください(宿泊料金は自己負担)。その際の料金・ご利用条件・空室状況等については、ホテル・旅館へ直接お問い合わせください。

エリア	名称	所在地	電話番号
江古田	フレックスティン江古田	練馬区栄町 8 - 6	03-5999 - 1741
光が丘	ホテル カデンツァ東京	練馬区高松 5 - 8 - 20	03-5372 - 4411
石神井公園	旅荘 昭和館	練馬区石神井町 3 - 18 - 6	03-3996 - 4519
成増	ホテルヒルトップ	板橋区成増 2 - 12 - 13	03-3977 - 2511

# 5 浸水家屋の消毒

お問い合わせ 練馬区健康部 生活衛生課

所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1

電 話：03-5984 - 2485

## 1 制度のあらまし

水害により、練馬区内において現に居住している方の住宅またはその方が営む事業所が浸水し、消毒の必要がある場合に、後日（水が引き、ある程度乾いた2～3日後が目安）区が消毒を行います（費用は区が負担します）。

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

区が覚知している水害による床上浸水であること。

## 3 制度を受けるにあたっての手続き

家屋内の消毒をご希望の方は、練馬区健康部生活衛生課までお電話にてご連絡ください。

## 4 ご自分で消毒するときのポイント

家屋が浸水被害にあった場合、通常、換気しながら洗浄や拭き取りにより汚れを十分に取り除いたうえでしっかり乾燥すれば、衛生的な問題が生じることはほとんどありません。それでも気になる場合は、乾燥後、家庭用塩素系漂白剤または逆性せっけんを用い、製品説明書どおりに水で薄め、タオルを浸して絞って拭いてください。なお、薬剤によって色が落ちたり変質することがありますので目立たないところで確かめてから使ってください。食器等は洗浄後、家庭用塩素系漂白剤を製品説明書のとおり水で薄めた液で消毒してください。また、屋外（庭や外壁など）については原則消毒不要です。

関連リンク 被災した家屋での感染症対策（厚生労働省）



## 6 応急小口資金の貸付け

お問い合わせ 地域の管轄(P33 参照)の総合福祉事務所相談係

練馬:〒176 - 8501	練馬区豊玉北 6 - 12 - 1 練馬区役所内	03-5984 - 4742
光が丘:〒179 - 0072	練馬区光が丘 2 - 9 - 6 光が丘区民センター内	03-5997 - 7714
石神井:〒177 - 8509	練馬区石神井町 3 - 30 - 26 石神井庁舎内	03-5393 - 2802
大泉:〒178 - 8601	練馬区東大泉 1 - 29 - 1 ゆめりあ 1 内	03-5905 - 5263

### 1 制度のあらまし

災害等により、住宅または家財に被害を受け、その修復にかかる費用の調達が困難な場合に小口資金を貸付ける制度です。

### 2 制度を受けるにあたっての要件等

災害等により住宅または家財の修復に費用を必要とし、その調達が困難であること。

主として借受人の収入により生計が維持されていること。

貸付ける資金の返済が確実であること。

この資金の連帯保証人になっている場合、その返済が遅れていないこと。

生活保護を受けていないこと。

区から他の資金を借りている場合、その返済が遅れていないこと。

代理人が手続きする場合、借受人に直接(面前もしくは電話)借受けの意思確認がとれること。

貸付審査により貸付けを行わないことがあります。

災害等による応急小口資金の貸付けの場合、連帯保証人は不要です。

### 3 貸付限度額および返済方法等

貸付け限度額 : 40 万円

返済方法 : 40 万円までは 40 か月以内均等月賦返済

貸付金利子 : 無利子 (ただし期限までに返済されない場合、その返済されるべき金額について、年 3% の割合で計算した延滞金が発生します。)

返済は、金融機関からの口座振替をご利用いただけます。

限度額は、融資限度額であり、貸付金額ではありません。貸付額は、見積書等に基づき算出します。

### 4 制度を受けるにあたって必要となる書類等

借受人の印鑑登録証明書

り災(被災)証明書、修復にかかる費用の見積書等

借受人の収入を明らかにするもの(在職証明書、確定申告書の写し等)

その他(実印、健康保険証、預金口座印、預金通帳等)

代理人が手続きする場合は、代理人選任届・代理人の健康保険証等・代理人の印鑑

# 7 緊急小口資金の貸付け

お問い合わせ 練馬区社会福祉協議会

所在地：〒176 - 0012 練馬区豊玉北 5 - 14 - 6 新練馬ビル 5 階

電 話：03-3991 - 5560

## 1 制度のあらまし

緊急小口資金は緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に対して貸付けを行う制度です。災害等を被ったことにより生活費が必要な世帯が対象となります。

実 施 機 関：社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

貸付け限度額：10 万円以内の必要額

利 子：無利子

据 置 期 間：2 か月

返 済 期 間：12 か月以内

連 帯 保 証 人：不要

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

他制度の利用が優先となります。他からの借入れが困難な場合で、かつ貸付け審査により返済の見込みがあると判断された世帯に貸付けを行いません。

貸付けの対象となるのは、収入が一定の基準以下の低所得世帯です（収入基準は毎年改定されますのでお問い合わせください）。

官公署や自治体が発行するり災（被災）証明書があること。

被災から 1 か月以内であること。

生活福祉資金（災害）〔12～13 ページ参照〕との併用や、生活福祉資金申請までのつなぎとして緊急小口資金（災害）を利用することはできません。

申込みから資金交付までに 4 日以上かかります。

お申込者の同世帯の方にも来所をお願いする場合があります。

審査により貸付けを行えない場合もあります。

その他にも要件等がございますので、ご相談ください。

## 3 制度を受けるにあたって必要となる書類等

り災（被災）証明書

住民票の写し（同居している全員分、発行から 3 か月以内）

健康保険証または写真付本人確認書類（運転免許証やパスポート等）

世帯の収入が確認できる書類（源泉徴収票の写しや確定申告書の写しなど）

借入申込者の実印

印鑑登録証明書（発行から3か月以内）

通帳（資金を振り込む口座、返済金の口座振替を設定していただくため）

金融機関お届け印

り災（被災）証明書は原本をご提示いただき、窓口で写しを取らせていただきます。

上記の他に書類の提出をお願いする場合がございます。

必要書類等の確認後、窓口にて借入申込書、借用書等にご記入のうえご提出いただきます。

申込金額によって必要な書類や手続き等が異なります。

# 8 生活福祉資金の貸付け

お問い合わせ 練馬区社会福祉協議会

所在地：〒176 - 0012 練馬区豊玉北 5 - 14 - 6 新練馬ビル 5 階

電 話：03-3991 - 5560

## 1 制度のあらまし

「生活福祉資金貸付け制度」は、所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して資金の貸付と必要な相談対策を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。災害等により被災した低所得世帯に対して、「災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費」をお貸しします。

実 施 機 関：社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

貸付け限度額：150万円

利 子：保証人有の場合は無利子、保証人無の場合は有利子（年 1.5%）

据 置 期 間：6か月以内

返 済 期 間：7年以内

連帯借入申込者：借入申込者が高齢の場合等、世帯の状況によっては親族から1名立てていただく必要があります。

連 帯 保 証 人：原則必要

対 象 経 費：

対 象	災害を受けたことによる困窮から自立するために必要な経費 当該世帯の住宅には災害が無かった場合でも、主たる生計手段である田畑、工場、倉庫等が被災した場合は、これらの復旧に要する経費 災害を受けたことに伴う転居費用
対象外	食費・光熱水費等の生活費 火災等によって、他の人に与えた損害を賠償する費用 借家等の修繕費、火災等による焼け跡の撤去費、損害賠償費用

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

他制度の利用が優先となります。他からの借入れが困難な場合で、かつ貸付け審査により返済の見込みがあると判断された世帯に貸付けを行います。

貸付けの対象となるのは、収入が一定の基準以下の低所得世帯です（収入基準は毎年改定されますのでお問い合わせください）。

官公署や自治体が発行するり災（被災）証明書があること  
被災日の属する月の翌月 1 日から起算して 6 か月以内であること  
借入申請前に民生委員による面接が必要です。また、貸付けから返済完了までの過程で、民生委員による相談援助活動が行なわれます。

申込みから資金交付までにおおよそ 1 か月から 1 か月半かかります。

借入申込者の同世帯の方にもご来所をお願いする場合があります。

審査により貸付けを行なえない場合もあります。

その他にも要件等がございますので、ご相談ください。

### 3 制度を受けるにあたって必要となる書類等

申請時

り災(被災)証明書

資金使途の見積書

借入申込者及び世帯の収入が確認できる書類(源泉徴収票の写しや確定申告書の写し等)

ア 連帯借入申込者、連帯保証人が必要な場合は、それぞれの収入が確認できる書類(源泉徴収票の写しや確定申告書の写しなど)を提出していただきます。

イ 上記の他に書類の提出をお願いする場合があります。

ウ 必要書類等の確認後、借入申込書をお渡しします。

り災(被災)証明書は原本をご提示いただき、窓口で写しを取らせていただきます。

貸付け決定後

借入申込者の実印

借入申込者の印鑑登録証明書(発行から 3 か月以内)

連帯借受人、連帯保証人が必要な場合には、それぞれの印鑑登録証明書が必要です。

通帳(資金を振り込む口座、返済金の口座振替を設定していただくため)

金融機関お届け印

貸付け後に領収書等資金使途の確認ができる書類を提出していただきます。

# 9 産業融資あっせん・災害貸付

お問い合わせ 練馬区産業経済部 経済課 融資係  
所在地：〒176-0001 練馬区練馬 1 - 17 - 1 Coconeri 4 階  
練馬ビジネスサポートセンター内  
電話：03-5984 - 2673

## 1 制度のあらまし

練馬区内の中小事業者（個人・法人）で、災害等により事業用設備等に被害を受けた方を対象とする、事業資金の融資あっせん制度です。

練馬区が、被災された中小事業者に低利な事業資金の融資をあっせん（紹介）するとともに、取扱金融機関に利子を一部補給することで、事業者の借入金返済負担を軽減いたします。

資金限度額	...設備資金、運転資金、併用：500万円
貸付期間	...84か月（7年）以内（内据置期間12か月以内）
金利	...2.0%（利用者負担：0.4%、練馬区利子補給：1.6%）

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小事業者（個人・法人）で、同一事業を1年以上営んでいる。

ア 個人事業主の場合、主たる事業所または事業主の住所が1年以上前から練馬区内にある。

イ 法人の場合、登記上の本店所在地を1年以上前から練馬区内に定めている。

融資対象となる事業を1年以上営んでおり、確定申告をしている。

許認可・届出が必要な業種は、その許認可等を受けている。

申込み時点で納期が到来している区税または法人住民税を完納している。《注1》

区からの信用保証料補助金返還請求の対象事業者ではないこと。

資金の用途が適正で、返済能力がある。

練馬区暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員および暴力団関係者ではない。

事業用設備等に対してり災（被災）証明書の発行を受けている。《注2》

## 3 制度を受けるにあたって必要となる書類等

直近の確定申告書、決算書

税務署の受付印が押印されているか、電子申告済みで受信通知が添付されているもの  
個人事業主の場合、住所によりご用意いただく書類が違います。《注1》

### 【区内在住の方】

区税（住民税または軽自動車税）の直近の支払から2週間以内にお申込みの場合は、その直近支払分の領収書か記帳済みの通帳（口座振替の場合）

### 【区外在住の方】住民税の領収書および納税通知書または納税証明書

・申込み月により必要な領収書が異なりますのでお問い合わせください。

- ・口座振替の場合は、通帳またはその写し
- ・非課税の場合は、非課税証明書  
法人の場合は、法人住民税の領収書または納税証明書  
印鑑（個人は実印または認印、法人は法人代表印（実印））  
個人事業主は住民票（練馬区に住民登録がある場合は不要）、法人は履歴事項全部証明書  
設備資金として申し込む場合は、納入業者・施工業者等が発行する正式な見積書または支払い前の請求書・契約書（業者名・発行日・金額内訳や明細の記載があるもの）《注3》  
代表者が外国の方の場合、在留資格、在留期間の記載がある住民票または在留カード・特別永住者証明書の写し（練馬区に住民登録がある場合は不要）  
り災（被災）証明書の写し（消防署または防災推進課が発行したもの）《注2》

《注1》

住民税の分割納付や減額等を適用されているときは、その内容を確認する書類も必要となりますので、お問い合わせください。

《注2》

区外の事業所または営業所が被災した場合には、一定の要件を満たせば、当該事業所等の所在地の自治体が発行するり災（被災）証明書でもお申込みいただけますのでお問い合わせください。

《注3》

営業用普通乗用車（3・5・7ナンバー）購入の場合、あっせん限度額は300万円です。

タクシー購入の場合、あっせん限度額は400万円です。

事業所が住宅と兼用の場合の建物工事費用等は、事業所部分のみがあっせんの対象となります。

# 10 災害時に発生した廃棄物の処理

お問い合わせ 練馬清掃事務所 <〒176・179 地域の方>

所在地：〒176 0011 練馬区豊玉上 2-22-15 03-3992 7141

石神井清掃事務所 <〒177・178 地域の方>

所在地：〒177 0044 練馬区上石神井 3-34-25 03-3928 1353

## 1 制度のあらまし

練馬区において発生した災害（火災・風水害等）により被災を受けた方に対し、災害で発生した廃棄物の処理において廃棄物処理手数料の減額（火災・9割減額）または免除（風水害等）を行います。

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

### （1）火災等の災害を受けた方

一般家庭から排出されるもので、清掃事務所で処理できる廃棄物を対象とします。  
事業系廃棄物を除きます。

その他の要件等については、管轄の清掃事務所へお問い合わせください。

### （2）風水害等の被害を受けた方

一般家庭から排出されるもので、清掃事務所で処理できる廃棄物を対象とします。ただし、家電リサイクル法対象品目と、資源有効利用促進法に定めるパソコン等の対象品目についても対象とします。（事業系を除く）

事業系廃棄物を除きます。ただし、小規模事業者の方から排出される廃棄物で、一般家庭から排出されるものに準ずる廃棄物は対象とします。

## 3 制度を受けるにあたっての手続き

必ず事前に清掃事務所にお問い合わせください。被災状況を確認のうえ、申請手続き等を説明させていただきます。

## 4 制度を受けるにあたって必要となる書類等

### （1）火災等の災害を受けた方

手数料減免申請書（各清掃事務所）  
消防署が発行するり災証明書（原本）

原則、手数料減免申請は火災発生日より6か月以内が有効期限となります。

### （2）風水害等の被害を受けた方

手数料減免申請書（各清掃事務所）  
練馬区防災推進課が発行するり災（被災）証明書（原本）

# 11 都営住宅へのり災(被災)者の受け入れ

お問い合わせ 東京都住宅供給公社 都営住宅募集センター

所在地：〒150 - 8322 渋谷区神宮前5 - 53 - 67 コスモス青山3階

電話 03-3498-8894 (平日9時から18時)

## 1 制度のあらまし

東京都では、火災等によるり災(被災)者への応急措置として、所得のいかんにかかわらず、都営住宅へ一時的に受け入れを行っています。保証金は不要ですが、使用料は徴収します。

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

詳細は東京都住宅供給公社 都営住宅募集センターへ電話でご確認ください。

申込者の資格

申込みができるのは、東京都内で発生した火災その他の災害により、住宅を失った都民です。なお、住宅の滅失は、消防署が発行するり災証明書により確認します。

使用許可する住宅

空家となっている都営住宅の使用を許可します。(家具・家電等は設置されていません。)

使用期間

3か月以内とします。また、特別の事情がある場合には、1回に限り3か月以内の使用許可の更新を認めることとします。

使用料

東京都営住宅条例第12条第3項に定める近傍同種の住宅の家賃( )と同額を徴収することとします。なお、使用料は3ヵ月分を前払いで支払っていただきます。

「近傍同種の住宅の家賃」とは、民間賃貸住宅とほぼ同程度の家賃となるように、公営住宅法施行令で算定方法が定められている家賃です。

## 3 申込み手続

り災(被災)した日から2週間以内に申し込む必要があります。

申込みの際には、り災証明書(消防署で発行)および住民票が必要です。

なお、申込みから住宅の使用許可までは2週間程度必要です。

上記のほか、東京都内の賃貸住宅等にお住まいで、火災等の災害により住宅を滅失し、都営住宅階層(都営住宅の所得基準等に該当)の方は、都営住宅に本入居(一時的ではなく正式に入居)できる制度もありますので、詳しくはお問い合わせください。

# 12 特別区民税・都民税の減免

お問い合わせ 練馬区区民部 税務課 区税第一～第四係  
 所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
 電話： 03-5984 - 4537

## 1 制度のあらまし

震災、風水害、火災等の災害により自己が居住する住宅および家財に甚大な被害を受けた方は、損害の金額および被害の程度により、特別区民税・都民税が減免になる場合があります。

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

災害による損害の金額（保険等により補てんされるべき金額を除く。）がその住宅または家財の価格の10分の3以上であること（り災（被災）証明書等で損害の程度を確認できる場合を含む。）

前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。

減免割合は下表のとおりです。

前年の 合計所得金額	損害金額の割合（損害の程度）		水害による 床上浸水以上
	3割以上5割未満	5割以上	
500万円以下	納付額の2分の1	納付額の全額	
750万円以下	納付額の4分の1	納付額の2分の1	
1,000万円以下	納付額の8分の1	納付額の4分の1	

世帯員のうち納税者が2人以上いる場合は、そのうち1人を減免対象者とします。  
 原則として、申請日において納期未到来の税額が減免の対象となります。

## 3 制度を受けるにあたって必要となる書類等

- 減免申請書
- 損害の程度を証明する書類（り災（被災）証明書等）
- 損害の金額を証明する書類
- 保険金および損害補償金の明細書
- 建物および家財の価額（時価）を証明する書類
- 本人確認書類（マイナンバーカードや免許証の写し等）

## 4 その他

令和6年度から課税される森林環境税についても免除制度があります。まずはご連絡ください。減免のご案内とともに、対象となる方には減免申請書をお送りいたします。

# 13 国民健康保険料の減免

お問い合わせ 練馬区区民部 国保年金課 こくほ資格係

所在地：〒176 - 8501 豊玉北 6 - 12 - 1

電話：03-5984 - 4554

## 1 制度のあらまし

火災や水害による床上浸水など特別の事情によって国民健康保険料のお支払いが困難な場合には、保険料の減免を申請することができます。適用される場合は、納期が到来していない保険料3か月分を限度として、保険料が減免になります。

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

練馬区の国民健康保険に加入していること。

火災や床上浸水により被災したこと。

原則として、納期未到来の減免対象となる保険料があること。

## 3 制度を受けるにあたって必要となる書類等

国民健康保険料徴収猶予および減額・免除申請書（こくほ資格係にあります。）

り災（被災）証明書

# 14 特別区民税・都民税等、国民健康保険料の徴収猶予

お問い合わせ 練馬区民部 収納課 納付相談係（納付案内センター）

所在地：〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電話： 03-5984-4547

## 1 制度のあらまし

震災、風水害、火災等の災害を受けたことにより、税や国民健康保険料を一度に納付・納入することができない方は、申請をすることにより、その徴収を猶予される場合があります。

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

被災したことにより、税や国民健康保険料を一度に納付・納入することができないこと。

## 3 制度を受けるにあたって必要となる書類等

徴収猶予の申請を検討される場合、まずは事前にご連絡ください。

申請書

その事実を証する書類（り災(被災)証明書等）

# 15 国民年金保険料の免除・納付猶予

お問い合わせ 練馬区区民部 国保年金課 国民年金係  
所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
電 話：03-5984 - 4561

## 1 制度のあらまし

災害等によって財産に相当な被害を受け、国民年金保険料を納付することが困難である場合、ご本人の申請により、国民年金保険料について、一定期間免除される制度です。

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

震災・風水害・火災その他これらに類する災害により、被保険者が所有する住宅、家財その他の財産において、被害総額がその価格のおおむね2分の1以上となる損害を受けたとき。

世帯主および配偶者の双方についても、上記 に該当するか、前年の所得等の要件に該当すること。

申請は、り災(被災)日により、受付できる期間および適用される期間が限定される場合あり。

## 3 制度を受けるにあたって必要となる書類等

本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、学生証等）

個人番号確認書類（マイナンバーカード、個人番号通知が記載された住民票の写し等）

年金手帳または基礎年金番号通知書

り災(被災)証明書

国民年金保険料免除・納付猶予申請書または国民年金保険料学生納付特例申請書（学生の場合）（国民年金係にあります。）

被災状況届（国民年金係にあります。）

～ をご持参できない場合は、ご相談ください。

# 16 後期高齢者医療保険料の減免

お問い合わせ 練馬区区民部 国保年金課 後期高齢者保険料係  
所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
電話：03-5984 - 4588

## 1 制度のあらまし

火災や風水害により著しい損害を受け、後期高齢者医療保険料を納付することが困難になった場合に、保険料の減免を申請することができます。申請の受付は練馬区が窓口となり、審査・決定は東京都後期高齢者医療広域連合が行います。

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

原則として、納期未到来の減免対象となる保険料があること。  
被保険者が属する世帯の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。  
災害により受けた損害の金額がその住宅または家財の価格の10分の3以上であること。

## 3 制度を受けるにあたって必要となる書類等

被保険者および連帯納付義務者（世帯主または配偶者）が所有し、かつ居住する住宅が災害にあわれた場合は、～の書類が必要です。賃貸住宅が災害にあわれた場合は、～を除く書類が必要です。

減免申請書  
り災証明書  
住宅の所有者がわかるもの(住宅の登記簿の写し、固定資産税納税通知書等)  
世帯構成のわかるもの  
世帯全員の年間所得がわかるもの  
住宅、家財の価格および損害額のわかるもの  
住宅、家財の損害補てん額のわかるもの  
税資料調査承諾書

郵送での手続きもできますので、お問い合わせください。

# 17 一部負担金の徴収猶予および減免

お問い合わせ 国民健康保険加入者： 練馬区区民部 国保年金課 こくほ給付係

電 話：03-5984 4553

後期高齢者医療制度加入者： 練馬区区民部 国保年金課 後期高齢者資格係

電 話：03-5984 4587

所在地：〒176 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1(両係共通)

## 1 制度のあらまし

医療機関等へ的一部負担金の支払義務を負う世帯主等が、震災や火災その他これに類する災害により死亡し、心身に障害を受け、または資産に重大な損害が生じた場合や、事業または業務の廃止、失業等により、収入が著しく減少したとき、一部負担金の徴収猶予または減免を受けることができます。

### 一部負担金の徴収猶予

上記の災害により、一時的に生活困難になり、一部負担金の徴収を猶予する必要があると認められるときは、その方の申請により一定の期間に限り、その徴収を猶予することができます。

### 一部負担金の減免

資産、能力の活用を図ったにもかかわらず、上記の災害により著しく生活が困難となり、一部負担金の減免を行う必要があると認めるときは、その方の申請により一定の期間に限り一部負担金を減免させることができます。

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

下記ア～ウのいずれかに該当し、かつ生活困窮と認定された場合

ア 世帯主(後期高齢者医療制度においては被保険者またはその世帯の世帯主)が災害等により死亡、心身に障害を受けた場合、または資産に重大な損害が生じたとき。

イ 事業または業務の休廃止、失業等により、収入が著しく減少したとき。

ウ アおよびイに掲げる事由に類する事由があったとき。

詳しい要件については、お問い合わせください。

## 3 制度を受けるにあたって必要となる書類等

「国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)申請書」または「後期高齢者医療一部負担金減免および徴収猶予申請書」

担当医の意見書ならびに医療費見積額

収入状況等報告書

り災(被災)証明書

預貯金通帳

「国民健康保険証」または「後期高齢者医療被保険者証」

#### 4 その他

お勤め先の健康保険（協会けんぽ・組合健保等）に加入されている方については、お勤め先にお問い合わせください。

# 18 介護保険料・利用料の減免

お問い合わせ 練馬区高齢施策担当部 介護保険課 資格保険料係 03-5984 - 4592  
練馬区高齢施策担当部 介護保険課 給付係 03-5984 - 4591  
所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6-12-1

## 1 介護保険料の減免について

### 制度のあらまし

火災や水害による床上浸水など特別の事情によって介護保険料のお支払いが困難な場合には、保険料の減免を申請することができます。減免が適用される場合は、年額保険料額の 12 分の 3 を限度として、納期未到来の保険料に対して減免をします。

### 制度を受けるにあたっての要件等

原則として、納期未到来の減免対象となる保険料があること。

災害により被保険者が居住または所有する住宅、家財その他の財産において、被害総額（保険金、損害賠償金等により補填される金額は除く）がその価格のおおむね 10 分の 3 以上となる損害を受けたとき。または、被保険者が居住または所有する住宅および事業所等が水害により床上浸水したとき。

### 制度を受けるにあたって必要となる書類等

保険料減免申請書

り災（被災）証明書

住宅、家財の価格および損害額がわかるもの

保険金等により補填がある場合、その金額がわかるもの

### その他

まずは介護保険課資格保険料係までご連絡ください。減免のご案内とともに、対象となる方には減免申請書をお送りいたします。

## 2 利用料の減免について

災害等により介護保険サービス利用料の自己負担の支払が困難になった場合には、申請により負担額が減額・免除されることがあります。介護保険課給付係にご相談ください。

# 19 認可保育園保育料の減額

お問い合わせ 練馬区こども家庭部 保育課 保育認定係  
所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
電 話：03-5984 - 1479

## 1 制度のあらまし

災害等により、前年の所得額の10分の1を超える損失（損害保険等受領額を除く）があった場合、認可保育園の保育料の減額の申請をすることができます。

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

損失額の認定および災害の範囲は、所得税の申告と同様になります。

減額適用期間は、申請を受け付けた翌月から保育料の切替月である8月までとなります。翌年度も引き続き減額の適用を希望する場合は、あらためて減額申請が必要です。

## 3 制度を受けるにあたって必要となる書類等

申請される場合、事前に保育課保育認定係にご相談ください。

# 20 被災者に対する国税・都税の軽減・猶予等

## 1 各種税金の軽減・猶予について

火災や風水害により被害を受けた場合は、国税・都税の各種税金の軽減、納税猶予などを受けることができます場合があります。税の種類により、支援対象となる被害程度が異なりますので、詳しくはお問合せください。

## 2 各種税と問い合わせ先

### 国税

#### 税の種類

#### 所得税等

詳細は、右のQRコードより国税庁ホームページでご確認ください。

#### 問い合わせ先

管轄（P 3 4 参照）の税務署へお問い合わせください。

- ・練馬東税務署：所在地 〒176 8503 練馬区栄町 23 7  
電話 03-6371 2332
- ・練馬西税務署：所在地 〒178 8624 練馬区東大泉 7 31 35  
電話 03-3867 9711



### 都税

#### 税の種類

固定資産税・都市計画税・不動産取得税・個人事業税・自動車税種別割等

#### 問い合わせ先

- ・練馬都税事務所（固定資産税・都市計画税・不動産取得税）  
：所在地 〒176 8511 練馬区豊玉北 6 13 10  
電話 03-3993 2261
- ・豊島都税事務所（個人事業税）：所在地 〒171 8506 豊島区西池袋 1 17 1  
電話 03-3981 1211
- ・東京都自動車税コールセンター（自動車税種別割）  
：電話 03-3525 4066

# 21 指定葬儀場使用料助成金制度

お問い合わせ 練馬区地域文化部 地域振興課 事業推進係  
所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
電話：03-5984-1523

## 1 制度のあらまし

練馬区が指定した葬儀場（江古田斎場、豊島園会館、東高野会館、大泉橋戸会館、石神井寶亀閣斎場）の会場で、通夜や葬儀（社葬を除く）を行った場合、会場使用料の一部を助成しています。

申請期限・・・通夜または葬儀の翌日から1年以内

申請場所・・・地域振興課事業推進係（練馬区役所本庁舎9階）

郵送による申請もできます。詳細はお問い合わせください。

## 2 制度を受けるにあたっての要件等

指定葬儀場の会場で通夜や葬儀（社葬を除く）を行い、次の または のいずれかに該当する場合に助成します。

会場使用料を負担した方が、通夜または葬儀の日において練馬区に住民登録がある。

亡くなられた方が、死亡日において練馬区に住民登録があった。

## 3 申請できる人(申請者)

会場使用料を負担した方(領収書の宛名の方)

上記以外の方が申請される場合は委任状が必要です。

## 4 制度を受けるにあたって必要となる書類等

練馬区指定葬儀場使用料助成金交付申請書兼請求書

会場使用料領収書の原本（練馬区提出用の表示のあるもの。コピー不可。）

## 5 指定葬儀場

江古田斎場	（住所：小竹町 1-61-1	電話：03-3958-1192）
豊島園会館	（住所：練馬 3-22-6	電話：03-3991-2234〔夜間 0120-17-9876〕）
東高野会館	（住所：高野台 3-10-3	電話：03-3995-3724）
大泉橋戸会館	（住所：大泉町 6-24-26	電話：03-3925-1325）
石神井寶亀閣斎場	（住所：石神井台 1-2-13	電話：03-3996-0214）

# 22 区民葬儀制度

お問い合わせ

練馬区地域文化部 地域振興課 事業推進係

所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1

電話：03-5984-1523

## 1 制度のあらまし

葬祭費用の負担軽減などの区民要望にこたえるために設けられた 23 区共通の制度です。区内の区民葬儀取扱店（18 店）が執り行っています（他区にも取扱店があります）。

葬儀の内容は、それぞれの区分から個別に指定し、自由に組み合わせることができます。

## 2 利用の資格

亡くなられた方が葬儀を行う親族の方が 23 区内にお住まいであれば利用できます。

## 3 利用の申込み・手順等

区民葬儀取扱店に直接、区民葬儀利用の申込みをしてください。

区役所へ死亡届を提出した際に、区民葬儀券を請求してください。

区民葬儀を申し込んだ区民葬儀取扱店に、区民葬儀券をお渡しください。

## 4 区民葬儀取扱店（練馬区内）

店名	住所	電話番号
(有)今井葬儀社	旭丘 1-76-2	03-3951-2527
(株)石山葬儀社	豊玉北 5-17-8	03-3992-4243
(有)今井商店	中村北 4-2-8	03-3999-1318
(株)東京祭典	練馬 4-11-11	03-3991-2295
(株)金周内田	北町 1-16-6	03-3933-0426
西武葬儀社	南大泉 3-31-24	03-3924-3040
伊藤葬儀社	大泉学園町 3-6-35-103	03-3924-7498
(株)小澤葬祭	関町北 4-1-10	03-3920-0878
(株)小澤葬祭上石神井支店	上石神井 4-4-22	03-3920-4733
(株)まきの((株)マキノ祭典)	上石神井 4-9-24	03-3929-1040
(株)まきの((株)マキノ祭典)大泉学園支店	大泉学園町 6-12-44	03-3921-1616
(株)まきの((株)マキノ祭典)東大泉営業所	東大泉 3-16-31	03-6904-5010
(株)まきの((株)マキノ祭典)大泉学園駅前店	東大泉 3-17-19	03-3924-0080
(株)まきの((株)マキノ祭典)石神井公園駅前店	石神井町 7-1-2	03-6913-2075
(有)まごころ式典	土支田 4-13-6	03-6760-6409
(有)長谷川葬儀社	早宮 3-43-4	03-5912-5646
(有)きよせ典礼	西大泉 6-3-7	03-3921-9090
(株)ネクストワン	高松 3-7-17 フレグランス光が丘 1 階	03-3991-0278

令和 6 年 1 月時点の情報になります。最新の取扱店および制度の詳細は区民事務所・戸籍第一係・戸籍第二係・地域振興課で配布している「区民葬儀のご案内」または以下の QR コードより、「区民葬儀」に関する区のホームページをご覧ください。



## 23 葬祭費の支給（国民健康保険・後期高齢者医療制度の加入者）

お問い合わせ 国民健康保険加入者： 練馬区民部 国保年金課 こくほ給付係

電 話：03-5984 4553

後期高齢者医療制度加入者： 練馬区民部 国保年金課 後期高齢者資格係

電 話：03-5984 4587

所在地：〒176 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1(両係共通)

### 1 制度のあらまし

医療を受ける際に加入している保険制度より、加入者が亡くなり、葬儀を行った方(喪主)に支給される制度があります。詳しくは、加入している医療保険制度にご確認ください。なお、国民健康保険、後期高齢者医療制度のお手続きは次のとおりです。練馬区役所で申請を行ってください。

### 2 制度を受けるにあたっての要件等

国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入している方が死亡し葬儀を行ったとき葬儀を行った方（喪主）に支給

ア 金 額

7万円

イ 申請期間

葬儀を行った日の翌日から2年間

### 3 制度を受けるにあたって必要となる書類等

申請書（各制度でご用意があります）

喪主の氏名が確認できる葬儀の領収書または会葬礼状

喪主名義の口座番号がわかるもの

### 4 その他

申請から支給されるまで1か月から2か月半程度かかります。

郵送での手続きもできますので、お問い合わせください。

# 24 区民相談（法律相談）

お問い合わせ 練馬区区長室 広聴広報課 練馬区区民相談所  
所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1  
電 話：03-5984 - 4523

## 1 制度のあらまし

示談・調停などの各種法律問題について、区民を対象に弁護士が相談に応じます。

## 2 場所・相談日

練馬区区民相談所（練馬区役所東庁舎 5 階）・・・月曜日、水曜日、金曜日

所在地：〒176 - 8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1

電 話：03-5984 - 4523

石神井庁舎区民相談室（石神井庁舎 2 階）・・・火曜日、木曜日

所在地：〒177 - 8509 練馬区石神井町 3 - 30 - 26

電 話：03-3995 - 1100

男女共同参画センターえーる 相談室・・・土曜日

所在地：〒177 - 0041 練馬区石神井町 8 - 1 - 10

電 話：03-3996 - 9050

いずれの施設も、祝休日・年末年始はお休みです。

## 3 相談時間

午後 1 時～午後 4 時 1 人 30 分以内です。

## 4 予 約

相談場所に、相談日の 1 週間前の午前 9 時から、電話等でお申し込みください。

## 5 その他

相談には、ご本人または事情に詳しい方がお越しください。

# 25 電気・ガス・水道(ライフライン)

## 1 電気・ガス・水道 事業者への問い合わせについて

災害により、家屋等が焼損するなどして、電気・ガス・水道の供給を停止する等の必要がある場合は、各事業者の電話窓口にお問い合わせください。

### 東京電力パワーグリッド

電話番号：0120 - 995 - 007 または 03-6375-9803 (有料)

受付時間：月曜日～土曜日(日曜・祝日を除く) 午前9時～午後5時

停電など緊急の要件は全日24時間対応

### 東京ガスネットワーク

電話番号：0570 - 0223388 (ナビダイヤル)または03 - 6627 - 6257

受付時間：月曜日～土曜日 午前9時～午後7時

日曜日・祝日 午前9時～午後5時

ガス臭い・ガス漏れ等の緊急の要件はガス漏れ通報専用0570 - 002299 (ナビダイヤル)

または03-6735-8899 全日24時間対応

### 水道局お客さまセンター

電話番号：0570-091-100 (ナビダイヤル)または03-5326-1101

受付時間：月曜日～土曜日(日曜、祝日を除く) 午前8時30分～午後8時

漏水事故等の緊急の要件は全日24時間対応

### 練馬区内の営業所

東京都水道局練馬営業所：〒176-0023 中村北1-9-4 電話03-5987-5330

田柄2-42の一部については、板橋営業所(板橋区氷川町3-6 電話03-5248-6365)

受付時間：平日8時30分から17時15分まで(土日祝を除く)

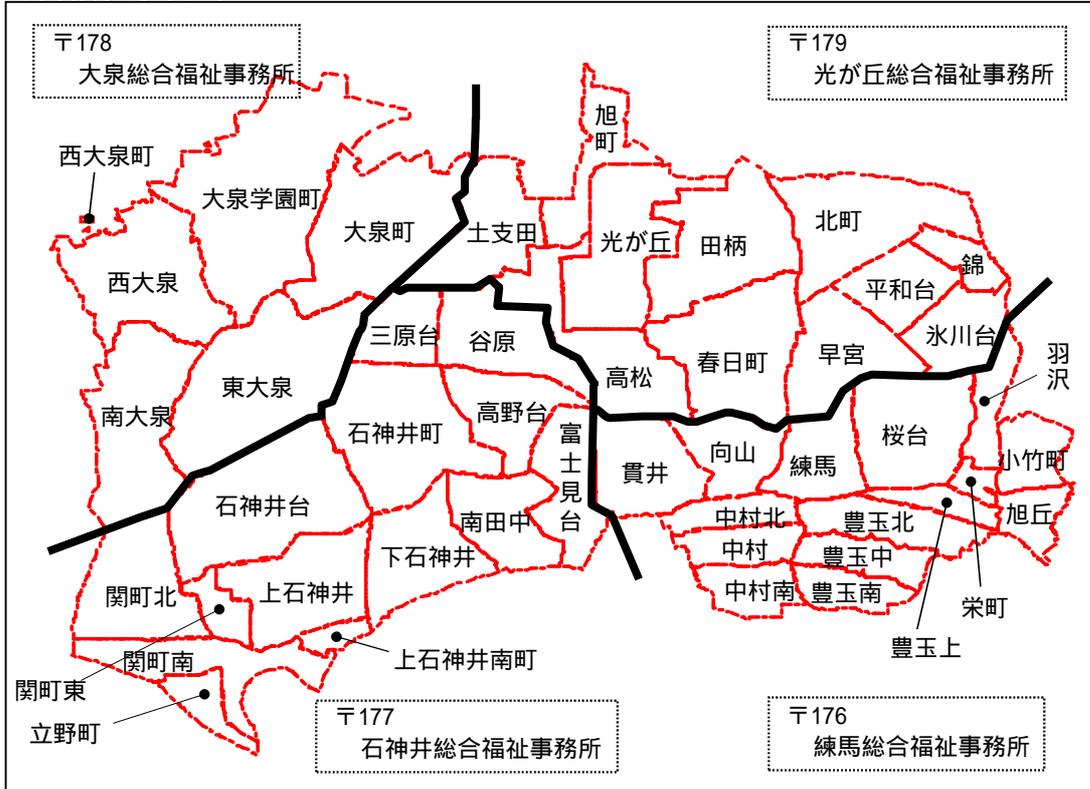
## 2 お問い合わせになる前に

各事業者にお問い合わせの際には、本人確認のため、事前に「お客さま番号」(検針票・毎月の支払い用紙に記載)のご用意をお勧めします。

「お客さま番号」が不明な場合でも、住所・届出名義人氏名・銀行口座の下四桁等の申告などにより手続きが可能な場合があります。

# 26 管轄区域図

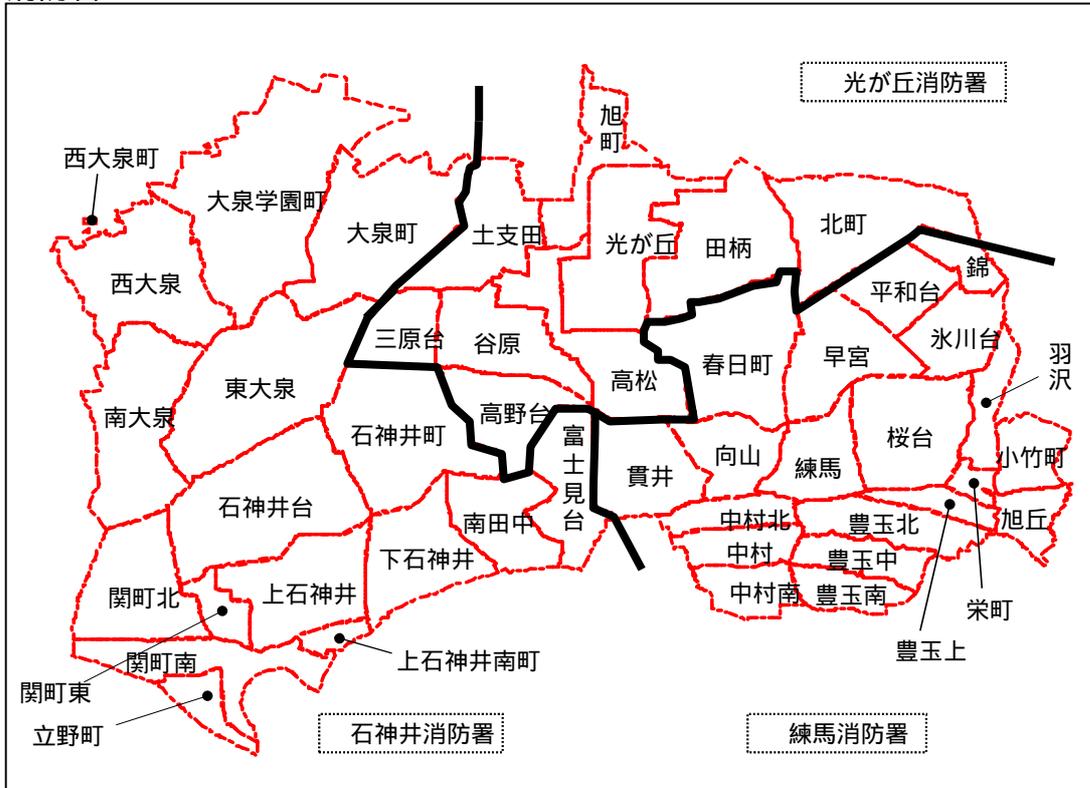
## 1 総合福祉事務所



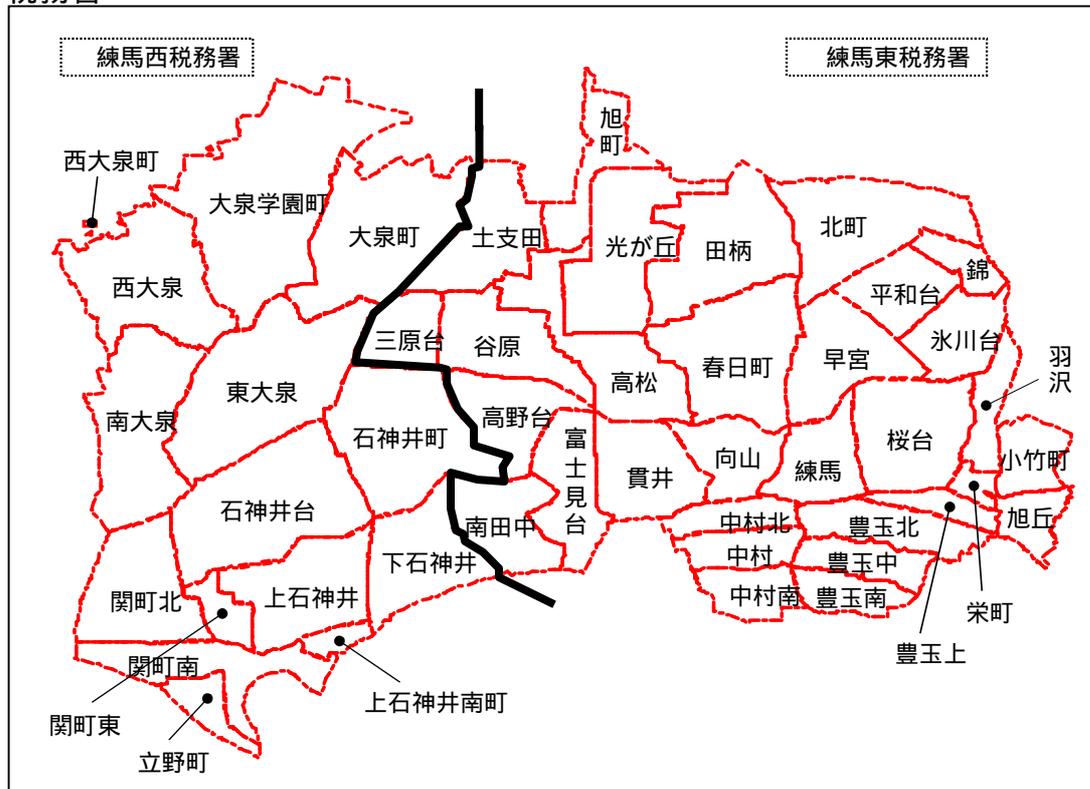
## 2 清掃事務所



### 3 消防署



### 4 税務署





---

## 練馬区被災者のしおり

令和7年4月発行

発行 練馬区危機管理室防災推進課

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1

電話 03-5984-1686（平日8：30～17：15）

03-3993-1101（休日9：00～17：00）

03-3993-1157（夜間・緊急）

FAX 03-3993-1194

---